

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 29 年 3 月 6 日

豊後大野市長 橋本 祐輔

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三重町羽飛地区（新規）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 2 月 24 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
【経営体数】

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・地区内の水田は、認定農業者並びに意欲的な兼業農家を中心に農地集積し、農地中間管理事業を推進する。
 - ・中心経営体は、規模拡大を行いながら、農地保全に努める。
 - ・中山間集落協定役員を中心とした、農地保全に取り組む。
 - ・個人で耕作できる経営体については、現状維持を図りながら営農を続ける。